

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「存在理念」及び「経営理念」に基づき、株主をはじめ取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たし、公正で透明性の高い、社会から信頼を寄せられる経営を進めるため、コーポレートガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、実効的なコーポレートガバナンス体制の構築と充実に努めております。

当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」としてホームページに掲載しております。詳細につきましては以下のURLをご参照ください。

http://www.chubukohan.co.jp/c_m_s/wp-content/uploads/2015/10/22.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

(補助原則1-2-4)

当社は現在、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳を行っておりませんが、今後、当社株式の株主構成等を勘案し、必要に応じて議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳の実施について検討を進めてまいります。

(補助原則1-2-5)

当社は、基準日時点において株主名簿に記載されている株主が株主総会における議決権を有していると判断しておりますので、信託銀行等の名義で株式を有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権行使や質問を行うことを原則認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関するガイドラインの整備について必要に応じて検討してまいります。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(補充原則3-1-2)

当社は現在、英語版のホームページ、決算説明資料や招集通知等を作成しておりますが、今後、当社株式の株主構成等を勘案し、作成を検討してまいります。

【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】

当社は社外取締役を2名選任しておりますが、当社の取引先出身者であるため、独立役員として届出をしておりません。しかし、両名とも当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。そのため現時点では、独立社外取締役は在籍していませんが、各社外取締役は、長年にわたって当業界に携わってきた経営者としての観点から取締役会において適宜、有用な意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割と、取締役に対する監督機能を十分に果たしております。今後につきましては、さらなるコーポレートガバナンス体制の充実の観点から、名古屋証券取引所が定める基準を参考に策定した当社の独立性基準に基づき、独立社外取締役の2名選任を検討してまいります。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

(補充原則4-8-1)(補充原則4-8-2)

「原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務」をご参照ください。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

(補充原則4-10-1)

当社は社外取締役を2名選任しておりますが、独立役員として届出をしておりません。その理由につきましては「原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務」をご参照ください。また、役員報酬については、当社の企業価値向上に資するための報酬体制を原則とし、経営環境、業績、職責等を考慮して適切な水準を定めることとしております。取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された総額の範囲内で、職務の役割と責任に応じた月額基本報酬を定め、当社の業績状況及び各取締役の職務内容に応じ、相当と思われる額を取締役会において説明、決定しております。経営陣幹部の指名・報酬につきましても、中期経営計画に基づく業務執行の進捗状況等により評価、決定され、現在の体制において、経営陣幹部・取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は確保されていると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、持続的発展と企業価値向上の観点から、営業上の取引関係強化、安定的資金調達、地域発展への貢献等を目的として、グループ戦略上重要な株式を政策保有株式として保有しております。

2. 議決権の行使

当社の持続的発展と企業価値向上に資するものであるかどうか、また投資先の健全な経営に寄与し、企業価値の向上を期待できるかどうか等を総合的に勘案し、投資先の経営方針を尊重した上で議案ごとに適切に行使してまいります。

3. 取締役会での説明

主要な政策保有株式については、毎年、所管部署及び担当取締役が中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証し、取締役会においてその保有状況等を報告しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引を行う場合、法令に基づき、事前に取締役会における取引内容の承認を必要としております。また、監視強化のため、その取引結果について取締役会への報告を義務付けております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「資源リサイクル」による鉄作りを原点とする電気炉メーカーとして、社会における存在意義と社会的責任を自覚し、「企業は公器である」という考え方の下、企業理念を策定しております。その企業理念は、当社の存在意義と事業価値を定める「存在理念」、存在理念の実現のために実践すべき経営の基本方針を定める「経営理念」、社員の心構えや行動指針を示す「行動理念」で構成され、策定以来今日まで当社の経営戦略や事業ビジョンの指針となってまいりました。その企業理念につきましては、以下のURLにおいて開示しております。

<http://www.chubukohan.co.jp/index/company/policy>

さらに、日本の産業社会に基礎素材を提供する鋼板メーカーとしての役割を踏まえ、当社の事業活動全般に関する姿勢として、「あついで未来を創ります」という企業メッセージを策定し、当社をとりまくすべての人々（社員とその家族、株主、取引先）、そして地域社会の未来づくりに向け、主体的な取り組みを続けております。

また、当社グループは中期経営計画を策定し、4つの基本方針の下、「顧客に新たな価値を提供しよう」というスローガンと具体的な経営目標を定め、各事業においてさらなる成長を遂げるべくグループ全体で達成に向けて取り組んでおります。特に当社は、「100年企業を目指して、厚板専業メーカーとして培ってきた自社の特性を活かし、業界内で存在感のある企業を目指す」ことを長期ビジョンとしております。中期経営計画に基づく経営基盤の強化・拡大への取り組みを通して、長期ビジョンを目指すことが、当社の持続的成長と企業価値向上に資すると考えております。その概要につきましては、以下のURLに開示しております。

<http://www.chubukohan.co.jp/index/ir/midplan>

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

- 当報告書「基本的な考え方」をご参照ください。
- 経営陣幹部・取締役の報酬決定
当報告書の【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。
- 経営陣幹部選任、取締役・監査役候補氏名
当報告書の「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレートガバナンス体制の概要）」をご参照ください。
- 個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役の各候補者及び経歴等につきましては、株主総会参考書類に記載しております。特に社外役員につきましては、その選任理由を個人別に株主総会参考書類に記載しております。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務】

（補充原則4-1-1）

取締役会規則及び職務権限規程において取締役会における決議事項を明確化し、取締役会は法令及び定款に定められた事項や当社及び当社グループの重要事項等を審議、決定しております。また、業務項目ごとにその規模、性質、金額に応じて一定の基準を設け、その決定を経営陣に委任しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法や名古屋証券取引所が定める基準を参考に、当社の独立性基準を策定しております。その内容につきましては、ホームページに掲載している「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の末尾に記載しておりますので、以下のURLからご参照ください。

http://www.chubukohan.co.jp/c_m_s/wp-content/uploads/2015/10/22.pdf

【原則4-11. 取締役・監査役の実効性確保のための前提条件】

（補充原則4-11-1）

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、社内取締役については、経験、専門性、能力等を総合的に評価して選定することとしております。また社外取締役については、経験と知見等を考慮して選定することとし、取締役の人数は社内・社外を合わせて12名以内としております。

（補充原則4-11-2）

事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役・監査役の重要な兼職を開示しております。

（補充原則4-11-3）

当社の取締役会の運営状況は下記の通り、実効的に運営されております。

- ・取締役会を原則として月に1回開催し、取締役会規則、職務権限規程に基づいて重要な経営事項を審議、決議しております。
- ・常勤の役員で構成する会議を原則として月に2回開催し、取締役会において審議、決議する重要な経営事項について事前に十分な審議、検討を行っております。
- ・取締役会において十分な審議、検討を行うため、社外役員を含む全役員に対して取締役会資料を事前配布しております。
- ・各業務執行取締役から定期的に報告を受け、取締役の業務執行状況の監視を実施しております。
- ・取締役会の効率的、実効的な運営のため、適宜、取締役会決議事項の見直しを実施しております。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

（補充原則4-14-2）

取締役を対象とした研修会等については、各取締役に求められる役割と責務に応じて、知識・スキルの習得のために社外講習会や交流会に参加する機会を設けております。特に新任取締役には、取締役の義務や責任などに関する法的な知識の習得を目的として、就任後に社外の専門家による研修会を実施しております。

監査役を対象とした研修会等については、必要に応じて社外講習会や交流会に参加し、監査役の役割と責務を遂行する上で必要となる知識・スキルの習得に努めております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための方針は以下のとおりです。

- ・当社では、個人投資家向けIRの担当部門を総務部、機関投資家向けIRの担当部門を経営企画部とし、各部門の管掌役員がそれぞれの活動を統括しております。
- ・対話を補助する社内関連部門は、建設的な対話の実現に向け、IR活動の計画や相互に必要な情報について積極的に情報を共有し、連携をとっております。
- ・個別面談以外の対話の手段としては、個人投資家向けIR活動やアナリスト向け決算説明会、工場見学会等を実施しております。
- ・対話において把握した株主の意見は、適宜、報告書等によってIR担当取締役へフィードバックしております。
- ・対話に際してのインサイダー情報の管理については、適時開示規程及びインサイダー取引規程を設けて社内における重要情報の取り扱いやインサイダー取引防止に関する体制を構築して役員に周知するとともに、IR関連部門においては情報管理の徹底を行うよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産スチール株式会社	2,544,000	8.15
中部鋼鉄取引先持株会	2,168,800	6.95
新日鐵住金株式会社	1,565,000	5.01
日鉄住金物産株式会社	1,260,000	4.03
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	832,400	2.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	800,000	2.56
岡谷鋼機株式会社	800,000	2.56

株式会社メタルワン	782,500	2.50
阪和興業株式会社	675,000	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	547,300	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
笠松 啓二	他の会社の出身者								○				
岩田 修一	他の会社の出身者								○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠松 啓二		笠松啓二氏は、三井物産スチール株式会社の代表取締役社長で、同社は当社と販売における取引先関係にあり、同社は当社の株主順位第1位であります。	笠松啓二氏は、商社において、長年にわたり当業界に携わってこられました。その豊富な経験と知識を活かし、グローバルな見地から当社の経営全般に対して提言をいただけるものと判断いたしました。
岩田 修一		岩田修一氏は、株式会社メタルワン第一営業本部長で、同社は当社と販売における取引先関係にあり、同社は当社の株主順位第8位であります。	岩田修一氏は、商社において、長年にわたり当業界に携わってこられました。その豊富な経験と知識を活かし、グローバルな見地から当社の経営全般に対して提言をいただけるものと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合を開催し、監査計画並びに中間、期末を含む四半期ごとにレビューあるいは監査の概要と結果の説明を受け、意見交換を行っております。この他に必要に応じ、随時意見交換を実施するとともに、会計監査に立会い、監査状況を確認しております。また、常勤監査役は、内部監査室から監査計画、内部監査結果について定期的に報告を受けており、必要に応じて意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川脇 喜久雄	公認会計士													
稲生 豊	他の会社の出身者										○			
遠近 政則	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川脇 喜久雄	○	独立役員に指定しております。川脇喜久雄氏は、川脇喜久雄公認会計士事務所在籍し、代表を務めております。また同所と当社との間には契約もなく、特別な関係はありません。	川脇喜久雄氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、当社の社外監査役を務めていただいております。また、同氏は、中央青山監査法人の代表社員時代、平成17年6月まで当社の会計監査を担当しておりましたが、当該会計監査業務の担当終了からすでに10年間経過しております。さらに、当社と同氏及び同氏が経営する会計士事務所との間に、現在又は過去において、取引関係並びに契約関係がないことから、意思決定に対し影響を与え得ないと判断しております。以上により、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立していると判断し、また、特別の利害関係もないことから、独立役員に指定いたしました。
稲生 豊	○	独立役員に指定しております。稲生豊氏は、現在岡谷鋼機株式会社に在籍し、常務取締役を務めております。また岡谷鋼機株式会社は販売における取引先であります。	稲生豊氏は、商社における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、当社の社外監査役を務めていただいております。岡谷鋼機株式会社は販売における取引先であります。取引先においては、意思決定に対し影響を与え得ないと判断しております。以上により、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立していると判断し、また、特別の利害関係もないことから、独立役員に指定いたしました。
遠近 政則	○	独立役員に指定しております。遠近政則氏は、現在日鉄住金物産株式会社に在籍し、執行役員名古屋支店長を務めてお	遠近政則氏は、商社における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、当社の社外監査役を務めていただいております。日鉄住金物産株式会社は販売、購買における取引先であります。同社と当社との取引関係においては、意思決定に

	ります。また日鉄住金物産株式会社は販売、購買における取引先であります。	対し影響を与え得ないと判断しております。以上により、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立していると判断し、また、特別の利害関係もないことから、独立役員に指定いたしました。
--	-------------------------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

鋼板の販売価格並びに鉄スクラップ等原材料価格の変動が大きい当社においては、インセンティブ付与の意味は薄いと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

取締役、監査役の各々の当該事業年度にかかる報酬等の総額を開示しており、その内数として社外役員合計の各々の当該事業年度にかかる報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

役員報酬については、当社の企業価値向上に資するための報酬体系を原則とし、経営環境、業績、職責等を考慮して適切な水準を定めることとしております。取締役の報酬については、株主総会で承認された総額(年額)の範囲内で、職務の役割と責任に応じた月額基本報酬を定め、当社の業績状況及び各取締役の職務内容に応じ、相当と思われる金額を取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

懸案事項については社内役員もしくは総務担当部門が直接訪問し説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であります。当社の企業規模や事業内容から、独立性を有する社外監査役を含む監査役会が、取締役の業務執行を監査する監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。

取締役会は、迅速かつ的確な経営判断を行うため、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に開催しております。取締役会では、法令で定められた事項のほか、対応すべき経営課題や重要事項の決定について十分な議論、検討を尽くしたうえで意思決定を行うことを基本としており、当社グループ全体の重要事項の意思決定と、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営効率の維持・向上に努めております。取締役の員数については12名以内とする旨定款に規定しております。現状の取締役の員数は8名で、そのうち当社の事業内容・経営実態に詳しい社外取締役を2名選任して監督機能の実効性向上を図っております。社外取締役の2名は、長年にわたって鉄鋼業界に携わり、その豊富な経験と知識を活かしてグローバルな見地から、独立した立場で取締役会に出席し、審議に関して適宜提言を行うなど、経営の監督にあっております。

また、経営の基本方針及び業務執行の重要事項に関し、社長を中心として協議・決定する機関として、常勤の取締役・監査役で構成される常勤役員会を、原則として月2回開催し、部門活動の総合調整と経営全般にわたる管理統制を行っております。

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、監査役については、監査役会が定めた監査役監査基準、年間の監査計画及び職務の分担に基づき、取締役会の意思決定と業務執行の状況について監査を行っております。監査役は4名以内とする旨定款に規定しており、現状の監査役は4名で、そのうち3名は独立役員として指定した社外監査役であります。社外監査役のうち1名は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。

会計監査人については、有限責任 問わず監査法人を選任しております。会計監査業務を執行した公認会計士は井上嗣平氏、時々輪彰久氏の2名であり、また、会計監査業務に係る補助者は、同法人に所属する公認会計士13名、その他(公認会計士試験合格者、システム監査担当者等)9名であります。

監査役は会計監査人と定期的に会合を開催し、監査計画並びに中間、期末を含む四半期ごとにレビューあるいは監査の概要と結果の説明を受け、意見交換を行っております。このほか必要に応じ、随時意見交換を実施するとともに、会計監査に立会い、監査状況を確認しております。

内部監査体制については、代表取締役社長直轄の内部監査室(室員1名)を設置しております。内部監査室は、当社及びグループ会社の財産

並びに業務運営の状況について適正性と効率性の観点から監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性について検証・評価を行い、監査の結果は代表取締役社長、監査役並びに常勤役員会に報告しております。また、必要に応じ、監査役、会計監査人と相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、当社の企業規模や事業内容から、独立性を有する社外監査役を含む監査役会が、取締役の業務執行を監査する監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。現在の状況は、取締役8名のうち社外取締役2名、監査役4名のうち社外監査役3名の体制となっております。

当社社外取締役に期待する役割と機能は、独立した立場で取締役会に出席し、その豊富な経験と知識を活かして審議に関して適宜提言を行うなど、当社の業務執行を行う経営陣に対する監督機能の実効性向上であります。また、当社社外監査役に期待する役割と機能は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した立場で当社の企業統治全般に対して提言をいただくことでもあります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の18日前を目処に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただくため、集中日を回避して開催しております。
その他	株主総会終了後、会社説明会、株主工場見学会を行っております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会後や、証券会社の主催等により個人投資家向けの会社説明会を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、東京の証券アナリスト協会でアナリスト向け決算説明会を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、会社説明会資料、期報告書、環境報告書などを掲載しております。 URL: http://www.chubukohan.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部総務室(個人投資家向け担当)、経営企画部(証券会社・アナリスト向け担当)	
その他	平成21年より名古屋証券取引所が主催するIRエキスポに出展し、個人投資家とのコミュニケーションを図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001規格を平成18年6月に認証取得いたしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	特に社外に向けては、株主にはIR、地域とは町内会役員との定期的な話し合いの場を設けております。また、近隣住民向け、近隣小学校向けの工場見学会を随意実施し、その他一般的な情報はホームページに掲載しております。また、環境報告書を作成し、ホームページに掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は会社法第362条第4項第6号「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、平成27年4月23日開催の取締役会においてその一部を改定し、以下のとおり決議いたしました。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及び当社グループの全役職員の行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、その実践と徹底を通じて適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努める。
 - 2) 取締役会において決定された経営方針に従い、取締役は職務権限規程等に基づき担当業務を統括・執行し、その結果を常勤の役員で構成する会議及び取締役会に報告する。
 - 3) 当社及び当社グループは「内部通報制度」を制定し、継続的かつ安定的に発展する上でその妨げとなる法令違反や社内不正などを防止し、又は早期発見して是正する。
 - 4) 内部監査室は、当社及び当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、常勤の役員で構成する会議並びに監査役に報告する。
 - 5) 当社及び当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は社内規程に基づき、各種会議の議事録を作成するとともに重要な職務の執行及び決裁に係る情報の保存・管理を文書管理規程に基づき実施する。また、監査役の求めに応じ常時閲覧できる体制とする。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、当社及び当社グループのリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を制定し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っていく。
 - 2) 取締役は掌管又は担当部門を指揮し、想定されるリスクに対し必要に応じて社内規程等を作成・配布し、教育及び内部監査を実施することにより、損失の危険を予防・回避する。
 - 3) 取締役は損失の危険に際しては、速やかに常勤の役員で構成する会議並びに監査役に報告し、対処する。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 重要な経営事項に関しては、常勤の役員で構成する会議で審議する。
 - 2) 取締役会は代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分担に基づき、その業務の執行を行わせる。
 - 3) 当社及び当社グループは経営計画を策定し、常勤の役員で構成する会議及び取締役会において定期的にその進捗状況の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応するために、必要に応じてその見直しを行う。
 - 4) 監査役は各種の重要な会議に出席し意見を述べることとする。
 - 5) 当社は子会社管理の基本方針等について定めた関係会社管理規程を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びにその他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容やその他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- 2) 当社から子会社の取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、社内規程に基づき、子会社所管部門が管理・監督を行う。
- 3) 子会社は夫々の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえた内部統制システムを整備する。
- 4) グループ間の取引等においては、法令その他社会規範に照らし適切に運用する。
- 5) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備、構築を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- 1) 当社は監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、監査役から求められた場合には、取締役は補助する使用人を指名する。
- 2) 前項の具体的な内容は、監査役の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮した上で、取締役と監査役が意見交換して決定する。
- 3) 当該使用人の人事・業務評価に際しては、監査役の同意を得ることとする。
- 4) 当該使用人は監査役の職務を補助する業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、下記の事項について監査役の出席する会議において報告する。また、監査役の求めに応じて随時報告する。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 取締役及び使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合はその事実
- 2) 当社及び当社グループは、前号に従い監査役への報告を行った役員に対して、不利益な取り扱いを行うことを禁じる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役と代表取締役、会計監査人は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要事項につき、監査役が適宜意見を述べる機会を確保する。
- 2) 当社は、監査役が職務を執行するための費用等について、毎年予算を設けるものとする。
- 3) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用等を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、内部統制システムの基本方針の中に記載し、また不当要求等への対応については、愛知県企業防衛対策協議会に加盟し、さらに愛知県警暴力追放愛知県民会議等とも連携して反社会的勢力に関する情報収集を行い、社内体制を整備するとともに、役員への周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社株式の大規模買付行為への対応方針における会社の支配に関する基本方針は次のとおりです。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社への支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様が当該大規模買付に応じるべきか否かを判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成27年5月21日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続を決議し、同年6月19日開催の第91回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付けを阻止することを目的としております。

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。

また、議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付を行おうとする者の買収提案が当社の設定する大規模買付ルールに定める要件（必要かつ十分な情報の提供及び評価期間の経過）を満たすときは、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。対抗措置のひとつとしての新株予約権の無償割当ては、1) 当該大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合、及び2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限られます。

さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会による恣意的判断を防止するため、当社取締役会から独立した機関として社外監査役・社外有識者から構成される独立委員会を設置しており、取締役会は大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否等について必ず同委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。

なお、本対応方針の有効期間は、第91回定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会又は取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。

当社は、本対応方針を、平成27年5月21日付「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」として公表しております。

(3) 上記(2)の取組みに対する当社取締役会の判断

上記(2)の対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様ご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様ご共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効及び延長は株主の皆様ご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。さらに、本対応方針の継続については株主の皆様ご承認をいただくことになっており、その内容において、公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

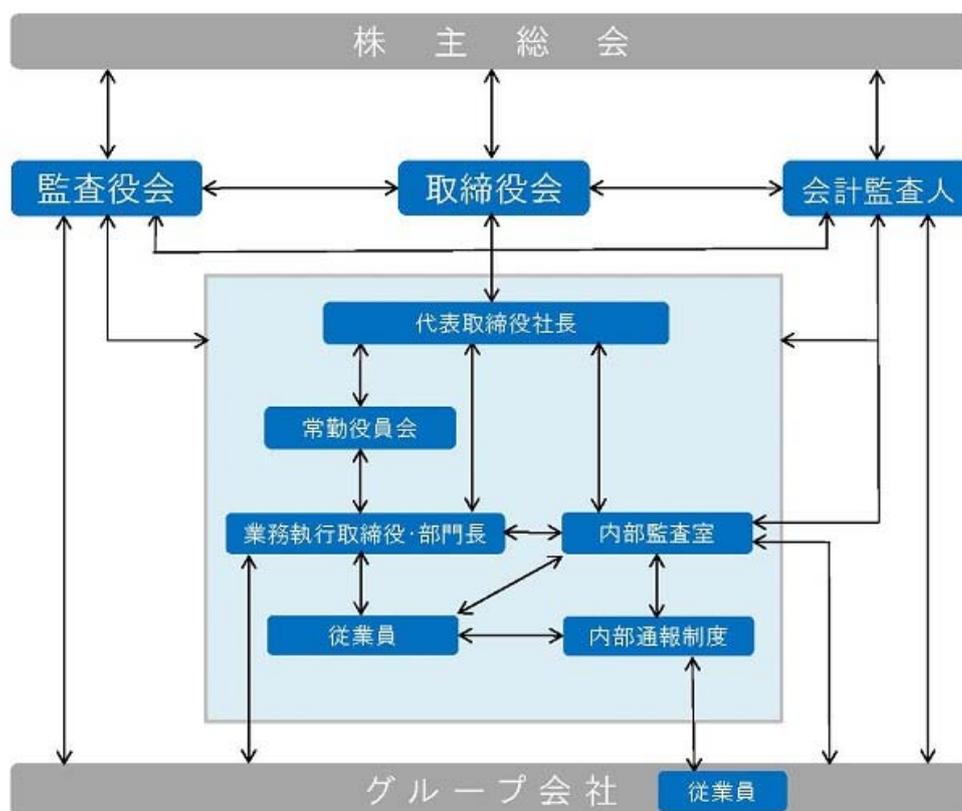
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次の通りです。

「決定事実及び決算に関する情報」については、取締役会規則に定めあるものについては取締役会に付議承認を得、それ以外は社内規程に基づく、常勤役員で構成する常勤役員会の付議承認を得て、証券取引所に予め届けた情報取扱責任者が、遅滞なく適時開示を行っております。

「発生事実に関する情報、子会社に関する情報」については、情報取扱担当部門（総務部）に集約され、社長への報告を経て上記の情報取扱責任者が、遅滞なく適時開示を行っております。

以上の開示情報は、すべて証券取引所への開示後、当社のホームページに掲載しております。

会社の機関及び内部統制等の体制図



※矢印は、選解任、監査・監督、報告、指示、連携等を示す